

甲州市告示第148号

甲州市地籍図根点管理保全要綱を次のように定める。

令和6年9月10日

甲州市長 鈴木幹夫

甲州市地籍図根点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号）の規定に基づき市が設置した図根点の一般的取扱い及び管理保全に関して必要な事項を定め、その管理保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 図根点 国土調査法第2条第1項第3号に規定する地籍調査に伴い、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）及び地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づき市が設置した地籍図根三角点、地籍図根多角点及び地籍細部図根点をいう。

(2) 測量 測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量をいう。

(管理の主体)

第3条 図根点の管理保全の主管課は、財政課とする。

(図根点の使用手続)

第4条 図根点を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ市長

へ申請し、使用承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、図根点を使用した者は、市長へ使用結果を報告しなければならない。

(工事施工の協議)

第5条 工事を施行する者（以下「工事施工者」という。）は、図根点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工するときは、あらかじめ財政課にその旨を申し出て、その指示に基づいて当該図根点の保全に必要な処置を講じなければならない。

- 2 前項のその効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に図根点の構造物が入る掘削工事

(2) 車両、重機等の振動が図根点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、図根点から杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下となる工事

(3) その他図根点の効用に支障をきたすと思われる工事

- 3 工事施工者は、前項に規定する工事が図根点の効用に支障を及ぼさなかったかを確認するため、当該工事の施工前と施工後に当該図根点を測量（以下「確認測量」という。）し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 4 工事施工者は、確認測量の結果、図根点の効用に支障をきたしたときは、市長と協議の上、復旧の承認を受けなければならない。

(一時撤去及び移転)

第6条 工事施工者は、図根点を一時撤去し、又は移転する必要があるときは、あらかじめ市長に申請し、承認を受けなければならない。

(復元)

第7条 工事施工者が図根点付近での工事により図根点の効用に支障をきたしたとき、又は図根点を一時撤去し、若しくは移転したときは、当該図根点を従前と同一の構造で復元しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の構造による復元が不可能な場合は、市長と協議の上、その構造を変更することができる。

3 工事施工者以外の者が、故意又は過失により図根点を滅失、き損等によりその効用に支障をきたした場合は、前2項の規定を準用するものとする。

(復元工事の施工者)

第8条 図根点を復元する工事(以下「復元工事」という。)は、図根点の機能に支障をきたす原因となる行為をした者(以下「原因者」という。)が行われなければならない。

2 復元工事に係る測量を実施する者は、測量法第48条第1項に規定する測量士又は測量士補の資格を有する者のうちから選定しなければならない。

(復元工事及び測量)

第9条 原因者は、復元工事を実施するときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 原因者は、復元工事が完了したときは、速やかに市長へ届出をしなければならない。

(費用負担)

第10条 図根点の確認測量、一時撤去及び移転に要する費用は、工事施工者の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。